

○館山市立学校体育施設等の開放に関する規則

令和4年2月21日教育委員会規則第2号

館山市立学校体育施設等の開放に関する規則

館山市立学校体育施設開放に関する規則（昭和52年教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この規則は、市内の小・中学校の体育施設等をスポーツの場として市民に開放（以下「体育施設等の開放」という。）し、もって市民の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成、活力ある社会の実現を図ることを目的とする。

（体育施設等の開放の管理）

**第2条** 体育施設等の開放に関する管理は、館山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。

（開放施設の名称及び位置）

**第3条** 開放する市内の小・中学校の体育施設等（以下「開放施設」という。）は、次のとおりとする。

| 名称             | 位置           |
|----------------|--------------|
| 館山市立船形小学校体育館   | 館山市船形405番地の2 |
| 館山市立船形小学校グラウンド | 館山市船形405番地の2 |
| 館山市立那古小学校体育館   | 館山市那古272番地   |
| 館山市立那古小学校グラウンド | 館山市那古272番地   |
| 館山市立北条小学校体育館   | 館山市北条456番地   |
| 館山市立北条小学校グラウンド | 館山市北条456番地   |
| 館山市立館山小学校体育館   | 館山市館山317番地   |
| 館山市立館山小学校グラウンド | 館山市館山317番地   |
| 館山市立西岬小学校体育館   | 館山市加賀名151番地  |
| 館山市立西岬小学校グラウンド | 館山市加賀名151番地  |
| 館山市立豊房小学校体育館   | 館山市大戸266番地の2 |
| 館山市立豊房小学校グラウンド | 館山市大戸266番地の2 |
| 館山市立館野小学校体育館   | 館山市山本1082番地  |
| 館山市立館野小学校グラウンド | 館山市山本1082番地  |

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 館山市立九重小学校体育館    | 館山市安東3番地     |
| 館山市立九重小学校グラウンド  | 館山市安東3番地     |
| 館山市立第一中学校体育館    | 館山市那古954番地   |
| 館山市立第一中学校グラウンド  | 館山市那古954番地   |
| 館山市立館山中学校講堂     | 館山市長須賀136番地  |
| 館山市立館山中学校武道館    | 館山市長須賀136番地  |
| 館山市立館山中学校グラウンド  | 館山市長須賀136番地  |
| 館山市立房南中学校体育館    | 館山市佐野2070番地  |
| 館山市立房南中学校武道場    | 館山市佐野2070番地  |
| 館山市立房南中学校グラウンド  | 館山市佐野2070番地  |
| 旧館山市立神戸小学校体育館   | 館山市犬石1496番地  |
| 旧館山市立神戸小学校グラウンド | 館山市犬石1496番地  |
| 旧館山市立富崎小学校グラウンド | 館山市相浜282番地の1 |

(開放施設の利用日時)

**第4条** 開放施設の利用日時は、学校教育に支障のない範囲内で教育委員会が別に定める。ただし、グラウンドは、雨天又は雨天に準ずる日は開放しないものとする。

2 教育委員会は、体育施設等の開放に関し、運営上必要があると認められるときは、利用日時を変更することができる。

(利用者の範囲)

**第5条** 開放施設を利用できる者は、市内に居住し、又は市内に所在する会社、学校等に通勤し、若しくは通学する者で構成された18歳以上の成人を1人以上含む5人以上の団体であって、スポーツ目的の団体とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合については、この限りでない。

2 前項の団体は、責任者を明確にしておかなければならない。

(利用の登録及び利用申請)

**第6条** 開放施設を利用しようとする団体は、あらかじめ教育委員会に開放施設利用登録届(別記第1号様式)を提出して、教育委員会に登録をしなければならない。

2 前項の規定により教育委員会に登録した団体が開放施設を利用しようとするときは、利用しようとする日の5日前までに教育委員会に開放施設利用申請書(別記第2号様式)を提出しなけれ

ばならない。

- 3 前項の利用申請書を提出した後に利用を取り消す場合は、開放施設利用申請取下げ書（別記第3号様式）を提出するものとする。

（利用の許可，不許可及び利用許可の条件）

**第7条** 教育委員会は、前条第2項の規定による申請の内容がこの規則の目的に適合し、かつ、学校施設の用途又は目的を妨げないと認めるときは、利用の許可をすることができる。この場合において、教育委員会は、開放施設利用許可書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、教育委員会は開放施設の利用を許可しないものとし、開放施設利用不許可（取消）通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。
- （2） 開放施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- （3） 第9条の照明電気料の未納がある団体（以下「未納団体」という。）又は未納団体に属する者を含む団体であるとき。
- （4） その他開放施設の管理運営に支障が生じるおそれがあると認められるとき。

- 3 第1項の許可には、許可後において、学校活動、工事その他公共の用に供する必要が生じた場合には当該開放施設が使用不可となること及び管理上必要な事項について条件を付することができる。

（開放施設利用の取消し等）

**第8条** 教育委員会は、開放施設を利用する団体（以下「利用団体」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の停止又は利用の許可を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により第6条第1項の登録を行ったとき。
- （2） 第6条第2項の規定による申請が虚偽によるものであるとき。
- （3） 第7条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- （4） 第7条第3項の条件に違反したとき。
- （5） その他教育委員会の指示に従わなかったとき。

- 2 前項の規定により利用の許可を取り消す場合には、開放施設利用不許可（取消）通知書（別記第5号様式）により利用団体に通知するものとする。

（照明電気料）

**第9条** 開放施設のうち、屋内運動場を使用する場合において、当該施設の照明設備等の使用に係る費用相当額（以下「照明電気料」という。）を別表に定めるところにより、納入しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、照明電気料の一部または全部を減額することができる。

（利用団体の責任）

**第10条** 利用団体が開放施設又はその附属設備等に損害を与えた場合は、速やかに教育委員会に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めるときはこの限りでない。

2 利用団体は、自己の責めに帰すべき事由に基づく事故について、責任を負うものとし、当該事故について教育委員会に報告するものとする。

（利用調整会議）

**第11条** 教育委員会は、開放施設の充実及び利用団体との調整を図るため、利用調整会議を開催するものとする。

（委任）

**第12条** この規則に定めるもののほか、開放施設の利用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の館山市立学校体育施設開放に関する規則第9条の規定により利用の許可を受けている場合は、改正後の館山市立学校体育施設等の開放に関する規則第7条の規定による利用の許可を受けているものとみなす。

**別表**（第9条関係）

（1時間当たり）

| 施設      | 電気料  |
|---------|------|
| 体育館・講堂  | 300円 |
| 武道館・武道場 | 150円 |

別記

第 1 号様式 (第 6 条第 1 項)

開放施設利用登録届

年 月 日

館山市教育委員会 様

登録者 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり開放施設を利用したいので登録いたします。

記

|           |     |     |     |     |      |     |
|-----------|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 開放施設名     |     |     |     |     |      |     |
| 団体名       |     |     |     |     |      |     |
| 責任者氏名     |     | 年 令 | 才   | 性 別 | 男・女  |     |
|           |     | 職 業 |     |     |      |     |
| 連絡先       | TEL |     |     |     |      |     |
| 種 目       |     |     |     |     | 傷害保険 | 有・無 |
| 構 成 登 録 者 |     |     |     |     |      |     |
| No.       | 氏 名 | 年 令 | 性 別 | 住 所 | 備 考  |     |
|           |     |     |     |     |      |     |
|           |     |     |     |     |      |     |
|           |     |     |     |     |      |     |
|           |     |     |     |     |      |     |



開放施設利用申請書

年 月 日

館山市教育委員会 様

団体名  
責任者 印  
連絡先 \_\_\_\_\_

下記のとおり開放施設を利用したいので許可くださるよう申請します。

記

| 月 日 | 開放施設名 | 利 用 時 間 |                | 実 施 種 目 | 参加人数 |
|-----|-------|---------|----------------|---------|------|
|     |       | 午<br>後  | 時 分～午<br>後 時 分 |         |      |
|     |       |         |                |         |      |
|     |       |         |                |         |      |
|     |       |         |                |         |      |
|     |       |         |                |         |      |
|     |       |         |                |         |      |
|     |       |         |                |         |      |
|     |       |         |                |         |      |
|     |       |         |                |         |      |
|     |       |         |                |         |      |
|     |       |         |                |         |      |



開放施設利用申請取下げ書

年 月 日

館山市教育委員会 様

団体名  
責任者 印  
連絡先 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで提出した開放施設利用申請書における下記の施設の利用について、取り下げます。

記

| 月 日 | 開放施設名 | 利 用 時 間 |        | 実 施 種 目 | 参加人数 |
|-----|-------|---------|--------|---------|------|
|     |       | 午前 時 分  | 午後 時 分 |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |
|     |       |         |        |         |      |



第5号様式（第7条第2項及び第8条第2項）

開放施設利用不許可（取消）通知書

第 号  
年 月 日

団体名  
責任者 様

館山市教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった（許可をした）開放施設の利用は、次により許可することができません（利用許可を取り消した）ので通知します。

|            |  |
|------------|--|
| 開放施設名      |  |
| 許可の年月日及び番号 |  |
| 不許可（取消）の理由 |  |

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、館山市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、館山市を被告として（訴訟において館山市を代表する者は館山市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。